

第八十一回 帝國議會
衆議院

市制中改正法律案外四件委員會議錄(速記)第十五回

(二五八)

昭和十八年三月三日(水曜日)午前十時四十
分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 古屋 慶隆君

理事安倍 寛君 理事伊藤 五郎君
理事佐藤 芳男君 理事伊藤 五郎君

小野寺有一君

大倉 三郎君

河盛安之介君

唐橋 重政君

土屋 寛君

西村 茂生君

柏原 幸一君

原口 純允君

別所喜一郎君

森 肇君

吉川 亮夫君

出席政府委員左ノ如シ

内務省管理局長 内務次官 山崎 嶽君
内務書記官 竹内 德治君 小林 千秋君
朝鮮總督府政務總監 田中 武雄君
朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君
樺太廳長官 小河 正儀君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
日滿地方稅徵收事務共助法案(政府提出、貴族院送付)

昭和十八年三月三日(水曜日)午前十時四十
分開議

明治四十年法律第二十五號廢止法律案
(樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件)(政府
提出、貴族院送付)

大正九年法律第五十三號中改正法律案
(關稅法關稅定率法及保稅倉庫法等ノ朝
鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出、
貴族院送付)

○古屋委員長 是ヨリ開會致シマス、本委
員會ニ付託セラレマシタ日滿地方稅徵收事務
共助法案、明治四十年法律第二十五號廢止
法律案(樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件)、

大正九年法律第五十三號中改正法律案(關
稅法關稅定率法及保稅倉庫法等ノ朝鮮ニ於
ケル特例ニ關スル件)此ノ三件ガマダ當委員
會ニ付託セラレテ審議未了ニナツテ居リマス
カラ、本日ハ此ノ三件ノ審議ヲ始メタイト
思ヒマス、内務大臣ガ御出席ニナル所デス
ケレドモ、貴族院ノ方ノ關係デ出ルコトガ
出來ヌサウデアリマスカラ、山崎次官カラ
御説明ヲ願ヒマス——山崎次官

○山崎政府委員 本委員會ニ付託セラレ
シタ日滿地方稅徵收事務共助法案、明治四
十年法律第二十五號廢止法律案及ビ大正
九年法律第五十三號中改正法律案ニ付キマ
シテ、其ノ概要ヲ御説明申上ゲタイト存ジ
シタ日滿地方稅徵收事務共助法案、明治四
十年法律第二十五號廢止法律案及ビ大正
九年法律第五十三號中改正法律案ニ付キマ

シテ、其ノ概要ヲ御説明申上ゲタイト存ジ

近時滿洲國ノ發展ニ伴ヒマシテ、日滿間
ノ交通ハ漸次繁劇ヲ加ヘツツアルノデアリ
マス、隨テ地方稅納稅義務者ノ移動モ亦累
年多キヲ加ヘツツアリマスノデ、是ガ爲メ
地方團體ハ相互ニ地方稅ノ徵收ニ付キ相當
苦慮シツツアル狀況デアリマス、仍テ曩ニ
實施セラレマシタ日滿國稅徵收事務共助法
ノ例ニ做ヒマシテ、地方稅ノ徵收ニ付テモ
相互囑託ヲナシ得ル途ヲ拓キ、地方稅ノ徵收
上遺憾ナキヲ期シタイト存ジマシテ本法案
ヲ提出致シタ次第デアリマス、以下其ノ方
法ニ付キマシテ簡單ニ御説明申上ゲマス
第一ハ滿洲國側ヘ地方稅ノ徵收ヲ、囑託
スル場合デゴザイマス、是ハ地方稅納稅義
務者ガ滿洲國ニ居住シ、又ハ納稅義務者ノ
財產ガ滿洲國ニ在リマス場合、帝國ノ當該官
吏又ハ吏員即チ北海道廳長官、府縣知事、
又ハ市町村長ハ、地方稅竝ニ之ニ附隨スル
督促手數料、延滯金、滯納金處分費ニ付キ
マシテ、本人又ハ財產ノ所在地ヲ管轄スル
旗長ニ對シマシテ其ノ徵收ヲ囑託シ得ルコ
トト致シタノデアリマス
尙ホ滿洲國ニハ縣、旗ノ下ニ我國ノ町
村ニ該當スベキ街、村ガアルノデゴザイマ
スガ、是等ハ未ダ其ノ機能ガ十分デナク、
我國ノ町村ト對等ニ取扱フコトノ出來ス

事情ニアリマスノデ、命令ヲ以テ滿洲國ノ
當該官吏、即チ市長、縣長、又ハ旗長ヲ對
象トシテ地方稅ノ徵收ヲ囑託スルコトト致
シタイト存ズル次第デアリマス
第二ハ、滿洲國側カラ地方稅ノ徵收ノ囑
託ヲ受ケル場合デゴザイマス、滿洲國ノ地
方稅ニハ、省地方費稅、市稅、縣稅、旗稅、
街稅及ビ村稅ガゴザイマスガ、其ノ納稅義
務者又ハ財產ガ我國ニ在リマス場合、滿
洲國ノ當該官吏、即チ市長、縣長又ハ旗長
等カラ我國ノ當該吏員即チ市町村長ニ對
シテ徵收ノ囑託ガアリマシタ時ハ、市町村
長ハソレドム、當該市町村稅徵收ノ例ニ依リ
マシテ徵收ヲナシ送金スルコトト致シタノ
デゴザイマス、而シテ、此ノ場合ニ於ケル徵收
ノ順位、訴願、訴訟等ニ付テ規定致シマスト
共ニ、徵收金ノ徵收及ビ送付ニ要シマス費用
ハ之ヲ所屬市町村ノ負擔トスル旨ヲ規定致シ
タ次第デアリマス
次ニ、明治四十年法律第二十五號廢止法
律案ニ付テ御説明申上ゲタイト存ジマス、
内外地行政ノ一元化ヲ圖ル爲メ樺太ヲ本年
四月以降内地行政ニ編入スルコトトナリマ
ス、内地ニ行ハル法律ハ原則トシテ樺太ニハ

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
大正九年法律第五十三號中改正法
律案(關稅法關稅定率法及保稅倉
庫法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關ス
ル件)(政府提出、貴族院送付)(第
六一號)
(大正〇號)大正九年法律第五十三號中改正法
律案(關稅法關稅定率法及保稅倉
庫法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關ス
ル件)(政府提出、貴族院送付)(第
五九號)
明治四十年法律第二十五號廢止法
律案(樺太ニ施行スヘキ法令ニ關ス
ル件)(政府提出、貴族院送付)(第
五九號)

ラスト云フコトト、其ノ外ニ樺太ニハ御承知ノヤウニ内地ノヤウニ府縣ニ該當スル地方公共團體ト云フモノガゴザイマセヌ、内地ニ施行サレテ居リマス法律ノ中ニハ、此ノ法律ニ伴フ經費ノ負擔等ヲ地方團體ニ背負ハシテ居ルヤウナモノガ相當多イノデアリマス、例ヘバ道路法ニ付テ申シマスト、其ノ經費ハ府縣ガ負擔スルト云フコトニナツテ居リマスガ、樺太ニ於テハ是ハ國費ヲ以テヤツテ居ル、斯ウ云フヤウニ事情ガ異ツテ居リマスノデ、色々研究致シマシタ結果、少クトモ今後出マス法律ハ是ハ總テ樺太ニ施行シテ參リマスカ、若シクハ法律自身ノ中ニ必要ナラバ特別ヲ設ケ得ル條項ヲ決メテ行ク、今マデノモノハ篤ト樺太ノ實情ヲ見マシテ、出來ルダケ急速ニヤルト云フコトハ考ヘテ居リマスガ、直チニ之ヲヤルト云フコトハ適當デナイ、例ヘテ申シマスト稅法デアリマスカ、樺太ニ於キマシテハ、在來稅ハ内地ノ稅法其ノ儘ヲ施行シテ居ルモノハ極ク少部分デアリマシテ、大部分ハ樺太在來ノ事情ニ依リマシテ、大體内地ニ倣ツテ居リマスカ、特別ノ稅ヲ施行シテ居リマス、サウシテ免稅點等ニ付テモ達ヒマスノデ、之ヲ一舉ニ内地ノ稅率ニ致シマスト、樺太住民ノ負擔ニ非常ニ大キナ變更ヲ加ヘルト云フ關係ガゴザイマスノデ、是等ニ付テモ十分事情ヲ研究シテ、出來ルダケ速力ニ改正シテ内地ノ稅制ニ統一致シマスガ、其ノ間ニ若干ノ期間ヲ置クコトガ適當デアリ、斯様ニ考ヘマシテ此ノ法律ニゴザイマスヤウニ、一應在來ノ法律ヘ直グニ樺太ニ施行スルト云フコトヲ避ケマシテ、篤ト事情ヲ研究シマシタ上、必要ノアルモノニ付テ出来ルダケ速カニ今後ヤツテ參ル、其ノ爲

ニ此ノ法律ニ附則ヲ設ケタヤウナ次第デア

樺太ニ於ケル町村ニ付テハ本法ニ拘ラズ、勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得ト云

太ニ施行致シタ伊所存デゴザイマスガ、未だ定員其ノ他ノ點ニ付テ具體的ニ申上ゲルマデニ至ツテ居リマセヌ

○吉田(貞)委員 樺太ノ特別ノ事情、詰リアソコニ公共團體ガナイト云フヤウナ點、ソレカラ稅法ノ相違、サウ云フコトハ無論是ハ急激ナ變化ハ避ケナケレバナラスト思フノデアリマスガ、唯此ノ法律ハ全般的ナモノヲ

デアリマスガ、仍從前ノ例ニ依ル」トスウアリマスノデ、此ノ機會ニ斷然廢止シテ、特例ヲ設ケテ出來ルモノナラバヤツテ戴キタイト云フ趣旨デ

樺太ノ開發會社ノコトデゴザイマス、此ノ正ニナリマス町村制ヲ樺太ニモ其ノ儀施行シテ參リ、今ゴザイマス樺太町村制ヲ廢止スルコトニナリマスト、今讀上げマシタ如ク北海道ト同ジク樺太ニ付テハ勅令デ町村制ニ付テ特例ヲ設クルコトヲ得トナツテ居リマシテ、今御示シノゴザイマシタ一級町村、二級町村ト云フ制度ハ今後モ當分ノ間續ケテ參ルト云フ必要ガゴザイマスルノデ、

質問ハ止ヌマシテ其ノ次ヲ御伺ヒ致シマスベク早イ機會ニ施行スルト云フコトガ明カニナリマシタノデ、此ノ點ハ此ノ程度デ

樺太ニ町村制ヲ施行セラレルコトニナリコトハ御示シニナツテ居リマスルガ、其ノ特例ト言ヒマスルノハドウ云フ特例デアリマスルカ、現在オヤリニナツテ居ル内地ノ町村皆官選サレテ居ルノデアリマスルカ、其ノ點ヲ御伺ヒ致シタイト

樺太ニ於キマシテ現在ノ二級町村——町ハ二級ハナイト存ジマスガ、村ニ付テハゴザイマス、官選ノ村長ヲ置キマスル二級村ノ制度ハ暫クノ間ハ續ケテ參ル必要ガアラウカト斯様ニ考ヘテ居リマス

云フ振興策ニ付テ御考ヘガアツタラ伺ヒタスカ、其ノ點ヲ一ツ御伺ヒシタイト思ヒス。

○吉田(貞)委員 樺太ハ能ク分リマシタガ、村ニ付テハゴザイマス、官選ノ村長ヲ置キマスル二級村ノ制度ハ暫クノ間ハ續ケテ參ル必

ニ勤キ掛ケテ仕事ヲスルト云フヤウナコトデナクシテ、概ネ官廳ノ指圖ヤ或ハ又勸誘ヲ受ケテ仕事ヲシテ居ル狀態ト聞イテ居ルニ開發會社ガ自身デ樺太開發ノ爲ニ獨創的ニマスガ、現在吾々ノ聞イテ居ル所デハ、殊其ノ事業成績ハ餘り振ツテ居リマセヌ、殊

樺太ニ於ケル内容ハドンナ關係ニナツテ居リマスルカ、其ノ點ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、尙又樺太ノ町村長ト云フモノハノ町村皆官選サレテ居ルノデアリマスルガ、内地ノ町村制ヲ施行サレルト云フコトニナリマスカ、其ノ點ヲ一ツ御伺ヒシタイト思ヒス。

○竹内(徳)政府委員 北海道モ同様ニ致ス積リデアリマス

○吉田(貞)委員 其ノ次ニ御伺ヒシタイトハ、樺太ニ衆議院議員ノ選舉ヲ何時實施セラレマスルカ、若シ實施スルト致シマシタラ選舉區トカ定員トカ云フコトニ付テモ御考ヘ申上ゲマス、御承知ノヤウニ樺太開發株式會社ハ昭和十五年ノ暮カラ十六年ノ初メニ掛ケテノ議會ニ於キマシテ御協賛ヲ經第デゴザイマス、此ノ會社ハ只今申サレマシテ、昭和十六年ノ七月ニ設立ヲ見タ次第デゴザイマス、此ノ會社ハ只今申サレマシテヤウニ、樺太ノ綜合的開發ヲ致シマスベキ國策會社トシテ生レ出マシテ政府ガ半額ヲ出資致シテ居リマス、又其ノ役員ノ任命並ニ起債ノ點ニ於キマシテ商法ト異ル特シタヤウニ、樺太ノ綜合的開發ヲ致シマスベキ國策會社トシテ生レ出マシテ政府ガ半額ヲ出資致シテ居リマス、又其ノ役員ノ任

○竹内(徳)政府委員 行スルト云フコトヲ避ケマシテ、篤ト事情ヲ研究シマシタ上、必要ノアルモノニ付テ御執リニナリマスカ、併セテ御聽キ致シタ

○竹内(徳)政府委員 御承知ノ如ク現在樺太ノ市制、町村制ハ内地ト達ヒマシテ、樺太市制、樺太町村制ト云フモノガゴザイマスガ、今般内地ノ市制、町村制改正ニ伴

アリマス、當會社ノ當初ノ計畫ト致シマシテハ石炭採掘事業ニ於キマシテハ、政府出資ノ坑區ニ於テ年額百萬「トン」ヲ目標トシテ出炭致スベキ計畫ノ下ニ着手ヲ致シマシタ、木材ニ於キマシテモ年額二百五十万石ノ伐採造材ヲ致シマスベキ豫定ノ下ニ出發ヲ致シマシタ、其ノ外造林事業及ビ農地開發ノ事業ヲ致スベキ使命デ生レ出タノデゴザイマスガ、御承知ノ如ク當會社設立後國内ノ事情ガ非常ナ變化ヲ來タシマシテ、樺太ニ於ケル石炭ハ内地ニ於テ其ノ需要ガ非常ニ熾烈デハアリマスルガ、輸送力其ノ他ノ制約ノ下ニ、既存ノ會社ニ於キマシテモノノ出炭ヲ制限シナケレバナラスト云フヤウナ事情ニ立至リマシテ、新タニ設立ヲ見タ會社ニ對シマスル是等ノ開發事業ハ、資材勞務其ノ他ノ點ニ於テ非常ナ窮屈ナ狀態ニ相成リマシテ、豫定ノ如キ計畫ヲ進メルコトガ出來ナイ實情ニ相成リマシタ、今日ニ於キマシテハ、大體年額二十万「トン」ノ出炭ノ計畫ノ下ニ着々準備ヲ進メテ居リマシテ、昭和十八年度ニ於キマシテハ大體十万トンノ出炭ヲ見ル豫定デゴザイマス、尙ホ木材ニ於キマシテモ只今申上げマシタヤウナ石炭ノ事情ニ依リマシテ、各炭坑ノ坑木需要ガ非常ニ減少致シマシテ、當初ノ伐木計畫ヲ其ノ儘實行スルコトガ出來ナイ状態ニナリマシテ、昭和十七年度ニ於キマシテモ略、同様程度ノ伐木ヲ致ス計畫デアリマス、斯様ナル事情ノ變化ニ依リマシテ、會社ノ運營ガ餘程困難ニ立至ツテ居リマスルケレドモ、此ノ事情ハ一時的ノ事情デゴザイマシテ、今後は等ノ事情ノ一掃セラレマ

シタ曉ニ於キマシテハ、當初ノ計畫ニ從フ
事業計畫ハ、遂行スルコトガ出來ルト信じ
テ居リマス、其ノ外造林事業及ビ農地開發
ノ事業モ、着々實行致シテ居リマスガ、是
致シテ參ヅテ居ルヤウナ次第デゴザイマス
アリマスノデ、當初ノ豫定通りノ事業ノ遂
行ハ致シテ居リマセヌガ、順次是等モ遂行
尙ホ是等ノ會社ノ實情ト致シマシテ、他
ニ樺太ノ開發ニ資すべキ事業ニ關シマシテ、
投資ノ方法ニ依リマシテ之ニ寄與スルト云
フ建前ノ下ニ、今マデ既ニ主務官廳ノ御認
可ヲ得テ投資ヲ致シマシタ事業ハ、樺太水
產株式會社、是ハ樺太ノ定置漁業ヲ致
統一致シマシタ統制會社デゴザイマスガ、
之ニ對スル全島ノ單一統制會社デゴザイ
マスガ、之ニ對スル出資百万圓、ソレカラ
樺太漁業株式會社、是ハ樺太ノ定置漁業ヲ
統一致シマシタ統制會社ニ對シマシテ、二百五十萬
シテ約總資本額ノ一割ノ投資ヲ致シマス、
圓ノ出資、ソレカラ近ク是モ設立ヲ見マス
ル樺太ノ配電事業ノ統一會社、之ニ對シマ
シテ約總資本額ノ一割ノ投資ヲ致シマス、
尙ホ樺太ノ臍腑諸其ノ他ノ海獸捕獲及ビ處
理ノ會社ニ對シマスル出資等、各種ノ事業
ニ對シマシテ出資ヲ致スコトニ依リマシテ、
スルマデニナツテ居リマセヌ、或ハ會社ノ
リマス、唯御承知ノ如ク當會社ハ創立勿々
デゴザイマンテ、未ダ活潑ニ活動ヲ致シマ
シテ居ラナイト云フ點ハ、甚ダ遺憾デゴザ
スルマデニナツテ居リマセヌ、或ハ會社ノ
イマスガ、年ヲ追フニ從ヒマシテ會社ノ陣
準備又ハ人的陣容ニ於キマシテ、十分活動
ノ整備ヲ致シマスニ從ヒマシテ、順次活潑

ニ権太開發ノ爲ニ寄與致スコトデアルト信ジテ居リマス
尙ホ斯様ナ事情ノ下ニ於キマシテ當會社ノ事業資金等ノ窮迫ノ爲ニ、之ヲ打開スクア先般本議會ノ御協贊ヲ經マシテ、昨日貴族院ニ於キマシテモ御可決ヲ見マシタ所ノ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲナスヲ要スル件ト云フモノデ、二千万圓ヲ限りマシテ政府ガ元利保證ヲ致シマシテ社債ヲ發行致シマシテ、サウシテ事業資金ノ運用ニ充テシムルト云フコトニ致シマシテ、本會社ノ將來ノ活動ヲ期待致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

○吉田(貞)委員 只今ノ御答辯デ、開發會社ノ現狀ハ大體承知致シタノデアリマスガ、尙ホ御伺ヒ致シタイノハ、権太開發會社ガヤリツツアル仕事、又是カラヤラウトスル仕事、ソレ等ノコトハ何レモ権太デ今マデ他ノ會社或ハ他ノ事業家ガヤツテ居リマシタコトデ、一口ニ申シマスト、開發會社デナケレバヤレナイト云フヤウナ事業デハナイヤウニ思フノデアリマス、ソレヲ権太開發會社ガ今マデヤツテ居ルコト以外ニ、権太ヲ開發スル爲ニ、私ノ申シマスル権太綜合開發ノ爲ニ、獨創的ナ見地カラ、モツト大キク仕事ヲヤラレルト云フ御考ヘデ、資本金ガナケレバ無論資本金ヲ増資シテヤルトカ、何トカシテ、何カ根本的ニモウ少シガ緩和サレマシテモ、都合好ク行カヌカトリマシタ通リニ、日本ノ事情ガ非常ニ違ツ

○小河政府委員 御尤モナ御質問デゴザイ
マシテ、開發會社ト致シマシテハ樺太開發
ノ爲ニ、前人未到ノ地域ニ大開發ノ足ヲ踏
入レナケレバ相成ラヌコトデアリマシテ、
其ノ點ニ付キマシテモ種々會社當局ニ於テ
考究ハ致シテ居リマスルガ、マダ此處デ申
上ゲルマヂニ具體的ニ進ンデ居リマセヌノ
デ、只今ハ申上ゲマセヌデシタガ、只今計
畫致シマシテ調査ヲ致シテ居リマス仕事ト
致シマシテハ、「ツンドラ」ヲ加工致シマシ
テ、之ヲ家畜ノ飼料ニ致ス事業デゴザイマ
ス、是ハ御承知ノヤウニ國內ノ事情ガ斯様
ニ相成リマシテ、而モ食糧事情等ノ爲ニ米
糠、麩等ノ供給モ非常ニ少ク相成ツテ居リ
マス、之ヲ他ノモノデ補フト云フ意味ヲ以
チマシテ、「ツンドラ」ヲ加工致シマシテ此ノ
飼料ニ充テヨウト云フコトデ、折角只今事
業計畫ニ付テ調査ヲ致シテ居リマス、是ハ
早ク參リマスナラバ、本年ノ雪解期カラ一
部ノ設立ノ事業ニ取掛ルカ知ラント考ヘテ
居リマス、尙ホ其ノ他樺太ニ於ケル各種ノ
事業ノ基本ト相成リマス所ノ「セメント」製
造工業、是ハ樺太ノ國境附近ノ北方ニハ、
石灰石ノ非常ニ多量ナ埋藏ガアリマス、只
今交通不便デアリマスノト、御承知ノヤウ
ニ樺太ハ石炭ガ非常ニアリ餘ツテ居リマス
ガ、其ノ地域ハ西海岸ノ北部ニ多イノデゴ
マセヌカ、其ノ點ヲ尙ホ御伺ヒシタイト思
ヒマス

付ケルト云フコトハ、中々難カシイノデア
リマシテ、交通機關ノ整備其ノ他ニ俟タナ
ケレバナラヌノデアリマス、此ノ方面ニモ
マダ具體的ニハ相成ツテ居リマセヌガ、將
來交通機關ノ整備ヲ要スル大體ノ方針ニ相
成ツテ居リマス、斯様ナ交通機關ノ整備ト
共ニ此ノ仕事ニ乗出シタイ、尙ホ其ノ石灰
ヲ利用致シマシテ、或ハ「カーバイド」ノ製
造工業、更ニ進ンデ「ブタノール」其ノ他ノ
液體燃料工業ニマデ進ム調査モ致シツツア
リマス、更ニ現在デハ船腹ノ關係デ輸送ニ
制約サレテ居リマスノデ、石炭ノ増掘ヲ致
シ、之ヲ地元デ消費スルト云フコトノ爲ニ
自分デ生産致シマス石炭ヲ利用致シマシテ、
之ニ依ツテ硫安ノ製造工業其ノ他ノコトヲ
モ致シタイト考へテ、折角調査ヘ致シテ居
リマスガ、今日マダ事業化シテ皆サンニ御
報告スルマデニ立至ツテ居リマセヌコト
ハ、甚ダ遺憾デゴザイマスガ、會社當局ト
致シマシテモ、其ノ方面ニ十分ナル努力ト
研究トヲ續ケテ行ツテ居ル次第デゴザイマ
ス

フト、一口ニ何レモ南方ノヤウナ感ジヲ吾々持ツノデアリマスケレドモ、大東亞地域ノ北方ノ據點デアリマス所ノ北海道、樺太ト云フモノハ、此ノ際非常ニ重要デアリマシテ、人口政策ニシマシテモ、又人口ノ内地移民ニシマシテモ、或ハ農業移民ニシマシテモ、北方ノ人口增加ト云フコトヲ閑却スルコトヘドウシテモ出來メト思フノデ

アリマス、此ノ困難ナル事情ノ下ニアリマス
ヒタイト思フノデアリマス、殊ニ農業移民
ニ付キマシテハ、ドウ云フヤウナ御考ヘヲ伺
持ツテ居ラレマスカ、私共北海道ニ居ツテ
考ヘマスノニ、樺太ノ農業ト云フモノハ現在
ノ所ドウ云フ農業ヲ彼處ニ打建テルカト云
フヤウナ方針ガ、ドウモ確立サレテ居ラヌヤ
ウニ思フノデアリマシテ、ソコヘ持ツテ行
ツテ農民ヲ植エルト云フコトハ中々容易デ
アリマセヌシ、又樺太ニシマシテモ農業ニ
適スル所モアラウト思フシ、又適シナイ所
モアラウト思ヒマスノデ、是等ノ地域ヲド
ウ云フ風ナコトデ農地トシテ開発利用スル
ト云フヤウニ御考ヘニナツテ居リマスカ、
此ノ點ヲ御伺ヒシタイト思ヒマス
○小河政府委員 御答ヘ申上ゲマス、樺太
ノ開発ニ樺太ノ人口ノ増加ガ必要デアルト
云フコトハ全ク御意見ノ通りデゴザイマ
ス、今日ニ於キマシテハ樺太ノ人口ハ正確
ナ數字ハ分リマセヌガ、四十万カラ四十五
万ノ間、斯ウ云フ大體ノ見透シデゴザイマ
ス、一昨年ノ國勢調査ノ際ノ現在人口ガ約
四十三万人デアラウト思ヒマス、併シナガラ今
日ノ樺太ノ礦業、即チ石炭採掘ノ事業竝ニ

内ニ於テ到底之ヲ自給スルコトガ出來マセ
スノデ、一部ハ遠ク朝鮮カラ其ノ供給ヲ仰
イデ居ルヤウナ次第デゴザイマス、又一部
ハ季節勞務者ト致シマシテ、東北各府縣力
ラ一時的ノ出稼ヲ仰イデ、漸ク勞務ヲ充足
致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマスルガ、
今後トテモドウシテモ地元労力ヲ以テ之ヲ
補充スルト云フコトハ、洵ニ緊要ニ相成ツ
テ參リマシタ、國內ノ事情カラ申シマシテ
モ、各地トモ勞務ノ不足ヲ懇ヘテ居リマス
ノデ、出來得ル限り地元勞務ノ充足ヲ圖ル
ト云フコトガ必要デゴザイマスルガ、御承
知ノ如ク樺太ニ於キマシテハ農家戸數一萬
ニ充タナイト云フ現狀デゴザイマシテ、此
ノ人口約五万、是デハ到底此ノ充足ヲスル
ニハ至難デゴザイマシテ、今後農業移民ヲ益々
多ク入レルト云フコトハ、最モ痛感致シテ
ノ人居口約五万、是デハ到底此ノ充足ヲスル
ニハ至難デゴザイマシテ、今後農業移民ヲ益々
多ク入レルト云フヤウナ工合デ、他ノ
地方カラノ移住ト云フコトハ、ココ當分至
居ル必要ナコト存ジテ居リマスルガ、是
トテモ御承知ノヤウニ満洲開拓民ノ事業、
南方進出ノ方針ト云フヤウナ工合デ、他ノ
地方カラノ移住ト云フコトハ、ココ當分至
居ル必要ナコト存ジテ居リマスルガ、是
難ナ狀態ニ相成ツテ居リマス、恐ラク北海道
ト致シマシテモ同様ナ實情デアラウト思ツ
テ居リマスノデ、樺太廳ノ方針トシマシテ
ハ、大體現在居リマス農家ノ次男、三男等
ニ分家等ノ方法ヲ以テ致シマシテ、此ノ農
家戸數ヲ増シテ行キ、サウシテ耕地面積ヲ
殖ヤシテ行クト云フ計畫ノ下ニ、今日農家等
ノ招致ト云フコトヲ致シテ居ルヤウナ次第
デゴザイマス、更ニ樺太ノ農業ガ地理的、
氣候的制約ニ依リマシテ容易デナイト云フ
コトモ、只今申サレタ通リデゴザイマスル
ガ、併シナガラヤリ方如何ニ依リマシテハ
サウ不利益ナ事業デモゴザイマセヌノデ、

今後農家トシテ立派ニ立ツテハ行クト確信致シテ居リマス、此ノ農業方式如何ト云フコトニ付キマシテ、此處デ劃然ト確立致シタ斯ウ云フ農業方式ガ宜イト云フコトヲ申上ゲルマデニ至ツテ居リマセヌガ、今マデノ見透シデハ大體有畜機械化農業ト云フモノガ、最モ樺太ニ適當シタ方法デハナイダラウカ、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、此ノ方面デ酪農事業ト並行フ致シマシテ、樺太ノ農業ヲ進メテ行キタイト考ヘテ居リマス、唯先程申シマシタ樺太開發會社ノ農事經營ニ付キマシテハ、唯今日ノ時勢デゴザイマスノデ、畜力ニ致シマシテモ或ハ移住農家ニ致シマシテモ、中々入レニクイ實情ニアリ是トテ「トラクター」其ノ他ノ機械ノ資材ニデ、取敢ヘズ耕地ノ擴張ヲ圖リタイト考ヘマシテ、機械化農業ト云フ方針デ參リマンタガ、非常ナル窮屈ヲ感ジテ居リマスノデ、思フヤウニ參ラナイト云フコトハ甚ダ遺憾ニ存ジテ居リマス、仰セノ如ク樺太ト致シマシテハ將來農民ノ増殖ト云フコトニ十分ナル力ヲ入レテ行カナケレバ、他ノ礦業、漁業、林業方面ニ於キマシテ經營ガ至難ニ相成ツテ行クト考ヘテ居リマス

ソコニ居リマス農家ニ取リマシテモ、是亦洵ニ現在
誘致シヨウドスル農業移民ニ付キマシテモ
非常ニ不安ナコトデアリマスノデ、之ヲ一
日モ早クハツキリシタ樺太農業ノ特色ヲ持
ツタ方式ヲ、一ツ樹立サレンコトヲ希望ス
ルモノデアリマス、最後ニ一言一寸御尋ネ
シテ置キタイコトハ、空襲其ノ他敵ノ攻撃
ヲ受ケタ際ニ於ケル樺太ノ食糧ヘドウ云フ
コトニナリマスカ、其ノ用意茲ニ事情等ニ
付テ御差支ヘノナイ程度ノ御答辯ヲ願ヒマ
ス

トハ十分ナル警戒ノ下ニ、御承知ノ如ク昨年ノ議會デ御協賛ヲ經マシタ樺太食糧營團ト云フモノニ於キマシテ、是ハ内地ノ各地方食糧營團ト異ナリマシテ、非常時用ノ食糧品ノ分散貯藏、配給マデ致ス建前ニナツテ居リマシテ、此ノ營團ニ命ジマシテ、既ニ相當長キ期間ニ亘ツテ需要ヲ充スペキ食糧ヲ貯藏致サセ居リマスノデ、今日ノ所デハ全ク不安ハナイト此處デ申上ゲテ差支ヘナイト存ジテ居リマス

○吉田(貞)委員 私ノ質問ヲ終リマス

○古屋委員長 森谷君

○森谷委員 私ハ朝鮮統治ノ根本方針ニ付テ御所見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマスガ深ク掘リ下ゲテ承リタイノデ、祕密會ニシテ戴キタイト思ヒマス

○古屋委員長 フレデハ是カラ祕密會ニ致シマス

午前十一時三十三分祕密會ニ入ル

(午後零時三十三分祕密會ヲ終ル)

○古屋委員長 是カラ休憩致シマシテ、午後ハ二時カラ續行致シマス、暫時休憩致シマス

午後零時三十四分休憩

午後二時十九分開議

○古屋委員長 休憩前ニ引續イテ開會致シマス——一田君

○一田委員 私ハ出版物ノ取締ニ關シマシテ御伺ヒ致シタインデスガ、關係ノ政府委員ノ方ハオイデニナリマセヌカラ、

○古屋委員長 オ見エニナリマセヌカラ、

後廻シニ致シマセウ

○圖師委員 先刻委員付託ノ法案ニ付キマ

シテ内務次官ノ大體ノ御説明ガアツタノデ
アリマスガ、要へ内外地一元化ノ趣意ニ依
ツテ提案サレタモノト思フノデアリマスガ、
其ノ時ニ官制上ノコトヘ一向觸レラレナカ
ツタノデアリマス、例ヘベ権太乃至朝鮮ト
云フモノト行政長官トシテノ國務大臣トノ
關係、斯ウ云フコトハドウ云フ風ニ官制ヲ
御取扱ニナツテ居ルノデアルカ、其ノ邊ノ
経過ヲ承リタイト思ヒマス

○竹内(徳)政府委員　内外地行政ノ一元化
ニ關シマシテハ、昨年九月政府ノ方針ガ決定
致シマシテ、十一月、所謂行政簡素化ニ基
ク各省官制ノ一齊改正ヲ致シ、拓務省廢止、
大東亞省新設ノ際ニ併セテ外地關係ノ官制
ノ改正モ其ノ方針ニ依ツテ行ツタ譯デアリ
マス、其ノ一點ニ付キマシテ朝鮮、臺灣ニ
付テ先づ申上げマスト、第一ニ朝鮮總督府、
臺灣總督府及ビ樺太廳ニ關スル事務ノ統理
ヲ、在來拓務大臣ノヤツテ居リマシタモノノ
ヲ内務大臣ノ權限ニ致シタ譯デアリマス、
此ノ官制ニ伴ヒマシテ、朝鮮總督府官制及
ビ臺灣總督府官制ニモ改正ヲ行ヒマシテ、
朝鮮總督府ニ付テ申上げマスト、在來「總督
ハ諸般ノ政務ヲ統理シ内閣總理大臣ヲ經テ上
奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク」ト云フノガゴザイ
マシタノヲ「内務大臣ニ由リ」此ノ辭句ヲ加ヘ
マシテ、「内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ
上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク」ト云フコトニ致シ
マシタ、ソレニ引續キマシテ「總督ハ別ニ定
ムル所ニ依リ内閣總理大臣及各省大臣ノ監
總督ノ監督等ニ關スル件」ト云フ勅令ガ十七
督ヲ承ク」ト云フ字句ヲ加ヘタノデアリマス、
此ノ監督ヲ承クト云フ官制ニ照應致シマシ
テ、別途勅令ヲ以チマシテ「朝鮮總督及臺灣

リマス、此ノ勅令ニ付テ極々概略ヲ申上ダ
マスト、「内務大臣ハ朝鮮總督ニ對シ朝鮮總
督府ニ關スル事務ノ統理上必要ナル指示ヲ
爲スコトヲ得」臺灣ニ付テモ併セテ申上ゲ
マスト」内務大臣ハ臺灣總督ニ對シ臺灣總
督府ニ關スル事務ノ統理ノ爲監督上必要ナ
ル指示ヲ爲スコトヲ得其ノ第一條ト致シマ
シテ、内閣總理大臣及ビ各省大臣ハ各、其ノ
所管事務ノ中極メテ重要ナルモノニ付キマ
シテ朝鮮總督及ビ臺灣總督ヲ監督スルト云
フコトニ致シテアリマシテ、其ノ監督上必
要ナル指示ヲ朝鮮、臺灣兩總督ニ對シテナ
スコトガ出來ル、斯ウ云フ勅令ガ出タ譯デ
アリマス、是ガ所謂内外地一元化ノ具體的
現ハレトシテ出テ居ル譯デゴザイマス、其
ノ他ノ點ニ於キマシテ、朝鮮、臺灣兩總督
ガ朝鮮、臺灣ニ於テ所謂綜合的ニ諸般ノ政
務ヲ統理スルト云フ建前ヘ變更ヲ加ヘテゴ
ザイマセヌ、樺太ハ是ト異ナリマシテ、内
地ニ編入ス、所謂外地的性格ヲ離レマシテ、
内地ノ府縣乃至北海道ニ準ズル建前ニス
ルト云フコトニ方針ヲ定メタノデアリマス、
今般御審議ヲ願ツテ居リマス明治四十年法
律第二十五號ノ廢止ヲ致シマスト共ニ、官
制的ニ在來ノ官制ヲ改メマシテ、是ハ目下
確定スルマデニ至ツテ居リマセヌガ、大體
アリマス、唯樺太ノ特殊事情ニ鑑ミマシテ、
樺太長官ノ權限ハ府縣知事乃至北海道長
官ヨリモ相當廣クシテゴザイマス、例ヘテ
申シマスト、大藏省ノヤツテ居リマス財務
行政、或ハ商工省ノ鑛山監督ノ事務、農林
省ノ營林ノ事務ト云フヤウナモノニ付テ、
内地ニ於テハソレト、各省直轄ノ財務局、

鑛山監督局或へ營林局が設ケラレテ居リマス
ガ、樺太ニハ是等ノモノヲ設ケマセヌデ、樺
太長官ガ樺太廳ノ組織ノ中ニ是等ノ事項ヲ
扱フ部局ヲ置キマシテ、指揮監督權ハソレ
ゾレノ各省大臣ニ移リマスガ、ソレノ實施
ニ當ル官廳トシテヘ、樺太廳ヲシテ之ニ當
ラシメルト云フ建前ニ變ヘテ居リマス、ソ
レハ大體ニ於テ事務ノ範圍デアリマシテ、
建前ヘ内地ノ府縣ニ於ケルト同ジク各省大
臣ガ各、其ノ使命ニ應ジマシテ、全體ノ行
政事務ノ管理ヲシ、其ノ管理權ニ基イテ樺
太長官ヲ指揮監督シテ參ル、斯様ニ變ヘル
譯デアリマス、此ノ官制ノ方ヘ目下案ヲ作
成中デゴザイマスノデ、四月一日マデニ此
ノ官制ノ公布ヲ致シマシテ、四月一日ヨリ
此ノ内地編入ノ措置ガ行ハレルト云フ順序
ニナル、斯様ニ御諒承願ヒマス
○圖師委員 樺太ノコトハ分リマシタガ、
問題ヲ朝鮮、臺灣ニ取リマスト、朝鮮總督
及ビ臺灣總督ヘ大體廣々統理スルト云フコ
トニナツテ居ルト致シマスト、中央政府ニ
於ケル一大臣ノ監督權ノ下ニ立ツコトニ
ラナイト云フヤウニ解シテ宜シイ、
力

關係上、上級下級ノ關係ニ立ツモノデハナ
イノデアリマンテ、大體今御話ノ如ク御了
解下スツテ差支ヘナカラウト思ヒマス
○圖師委員 是ハ國策ト申シマスカ、國政
ノソレコソ基本ニ關スルモノデ、事務的ノ
範圍ヲ脱シマスルガ、單ニ上級下級ノ監督
ニアラズシテ、事務的ニ指示スル權能ヨリ
ナイ、併シナガラ之ヲ監督ト云フ言葉ニ於

最重要ナリト考ヘラレル事項ニ付テ監督ト云フコトヲ行ハレルヤウニナリマンシテ、指揮權ヲ伴フモノデナイト云フコトヘ、指揮權ヲ伴フ場合ニハ常ニ指揮監督ト云フ文字ヲ用ヒテ居ルコトニ依リマシテ明カニナレテ居ルモノト考ヘテ居リマス

○圖師委員 サウシマスト、事務的ノコトハソレダケノ御説明ノ程度デ結果ガヨク參

ノ事情ニ最モ適シタルモノデアル、斯ウニ
フ所カラス様ニ致シタ次第デアリマス
○圖師委員 先刻森谷君カラ御質問ガアツ
タノデアリマスガ、今日ノ社會ノ大勢カラ
考ヘ、殊ニ東亞共榮圈確立ノ以後ニ於テ
日本ト朝鮮、臺灣トノ關係ヲ見マスルト、
私共ノ考へデハ、モウ一步進ンダル一云
化、即チ指揮監督權ノ件フ統制アル國策ノ

關係上、上級下級ノ關係ニ立ツモノデハナ
イノデアリマシテ、大體今御話ノ如ク御了
解下スツテ差支ヘナカラウト思ヒマス
○圖師委員 是ハ國策ト申シマスカ、國政
ノソレコソ基本ニ關スルモノデ、事務的ノ
範圍ヲ脫シマスルガ、單ニ上級下級ノ監督
ニアラズシテ、事務的ニ指示スル權能ヨリ
ナイ、併シナガラ之ヲ監督ト云フ言葉ニ於
テ勅令ニハ現ハシテ居ル、サウシマスト從
來ノ通念タル監督ト云フコトト、今回ノ指
示ニ付テノミ、早ク言ヘバ事務的ニノミノ
一種ノ統理ト云ヒマスカ、管理ト云ヒマス
カ、監督ト仰セラレマシタガ、其ノ監督ト
云フコトノ法律用語トシテノ言葉ノ範圍ガ
非常ニ混亂スルヤウニ思ヒマス、サウ云フ
コトデハ一般ノ社會ニ對シテ何トナク行政
組織ノ機構ニ於テ誤解ヲ招キ易ヤウナ感
ジガ致スノデアリマスガ、政府ハサウ云フ
點へ差支ヘナイト御考ヘデアリマスカ

ト云フコトヲ行ハレルヤウニナリマシテ、指揮權ヲ伴フモノデナイト云フコトヘ、指揮權ヲ伴フ場合ニハ常ニ指揮監督ト云フ文字ヲ用ヒテ居ルコトニ依リマシテ明カニサレテ居ルモノト考ヘテ居リマス

○圖師委員 サウシマスト、事務的ノコトハソレダケノ御説明ノ程度デ結果ガヨク參リマセウガ、吾々ノ解スル一元化ト云フコトヘ、單ニ事務上ノ指示シカ出來ナイ、指示ト云フ文字ニ依ツテノミ現ハサレル、觀念ニシマシテモ概念ニシマシテモ、サウ云フ意味ニ依ツテノミ一元化ハ出來ルノデアブル、併シナガラ徹底的ニ考ヘルナラバ、所謂政府委員ノ仰セラレル指揮監督ト云フ徹底的ノ文字デナケレバ強度ナル一元化出来ナイモノト吾々ハ考ヘテ居リマスガ、サウ云フ點ニ付テ何カ根本ノモウ少シ立入ツタ御意見ハナイノデセウカ

○竹内(徳)政府委員 其ノ點ニ付キマシテハ、在來ノ朝鮮、臺灣統治ノ沿革、又現狀、是等ニ付キマシテ篤ト考究致シマシタガ、現在狀ニ於テ朝鮮、臺灣へ樺太トハ異リマシテ、總督ノ綜合政治ト云フ形態ヲ以テ統治ヲ行ツテ參リマスルコトガ現在ノ狀況ニ適シタルモノニアリ、其ノ關係ニ於キマシテ總督ノ地位ト云フモノヲ十分尊重シテ參ル、サウ云フ建前ヲ一方ニ於テ執リ、一方ニ於テハマシテハ、現在ノ戰爭遂行上諸般ノ關係ニ於ケル各主務大臣ノ施策ト、朝鮮、臺灣ニ於ケル施策トノ完整ナル一體ヲ圖ル必要ガアル、此ノ兩者カラ併セ考ヘマシテ、先程來說明申上ゲタ形ニ依ル一元化ヲ行フコトガ現在

ノ事情ニ最モ適シタルモノデアル、斯ウニ
フ所カラス様ニ致シタ次第デアリマス
○圖師委員 先刻森谷君カラ御質問ガアツ
タノデアリマスガ、今日ノ社會ノ大勢カラ
考ヘ、殊ニ東亞共榮圈確立ノ以後ニ於テ
日本ト朝鮮、臺灣トノ關係ヲ見マスルト、
私共ノ考へデハ、モウ一歩進ンダル一元
化、即チ指揮監督權ノ伴フ統制アル國策ノ
一元化デナケレバ、總督ノ權限ニ於テ獨立
シタル解釋ノ下ニ行フ根本政治ノ理念ト云
フモノト、中央ニ於ケルモノトガ一寸ソグ
ハナイヤウナ間隙ヲソコニ生ズルヤウナ虞
ヲ抱クノデアリマスガ、併シ是ハ根本論議
アツテ、要スルニ意見ノ相違ニナリマセウ
ガ、私共ノ考へル所ト此ノ内地一元化ノ
點ニ付テ相當ノ開キガアルト云フコトヲ遺
憾ニ感ジマスノデ、此ノ點ヘ意見トシテ由
述ベテ置キマス、質問ハ是デ終リマス
○古屋委員長 二田君ニ一寸申上ゲマフ
ガ、警保局長等ハ今戰時刑事ノ委員會ニ出
席シテ居ラレルサウデアリマスカラ、一寸
コチラへ來ルコトハ出來ヌヤウデアリマフ
ノデ、此ノ次ニ御質問ナサツタラドウデマ
カ

昭和十八年三月六日印刷

昭和十八年三月七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局